

随意契約理由

令和5年(2023年)10月31日

契約担当課名	選挙管理委員会事務局
発注担当課名	選挙管理委員会事務局
契約名称	豊中市選挙管理委員会事務局倉庫移転業務委託
契約内容	豊中市選挙管理委員会事務局倉庫移転業務
契約締結日	令和5年10月31日
及び契約期間	令和5年10月31日から令和6年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市北区中津5丁目4番10号 日本通運株式会社 大阪支店
契約金額	2,200,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、現在、選挙管理委員会事務局倉庫(以下:「選管倉庫」という)として旧あゆみ学園で保管している選挙機材を、令和5年度中に新たに選管倉庫として使用する旧野田小学校校舎への移転作業を行うものであるが、選挙機材の中には高価な精密機器や特殊物品が数多くあり業務の遂行にあたっては細心の注意が必要となる。</p> <p>令和5年10月31日現在、新聞やメディア等において衆議院の解散・総選挙が行われる可能性が取り沙汰されている中、年内に衆議院の解散・総選挙が行われることとなった場合、選挙機材の配送業務を上記事業者と緊急的に契約締結することとなる。その際、本業務を上記以外の事業者が受注した場合、選挙執行に係る機材配送業務が実施される中で選管倉庫内等に入り本業務を行うことは安全管理上の観点から困難であり、選挙事務を円滑に執行するうえで支障が生じることとなる。</p> <p>そのため、上記事業者は過去5年間本市における全ての選挙において、機材配送業務を受託しており豊富な業務経験と実績があること、また、衆議院の解散・総選挙が行われることとなった場合には各投票所等への機材配送業務と併せて本業務を効率的かつ円滑に遂行できることから随意契約を締結するもの。</p>